令和3年(行ウ)第5号 石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原 告 金 城 龍太郎 外2名 被 告 石 垣 市

証 拠 説 明 書 2

令和3年10月14日

那覇地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士大井琢同弁護士中村昌樹

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | | 作成年月日 | 作 者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|-------|---|----|----------|--------|---|----|
| 甲11 | 陳述書 | 写し | 令和2年2月2日 | ••• | 石垣市自治基本条例現行8条1 項及び同4項の制定経緯 | |
| 甲 1 2 | 自治基本条例事 務局素案(たた き台)及びワー キング検討結果 比較表(第1条 〜第37条) | 写し | | 石垣市 | 石垣市自治基本条例第28条1 項は、当初、地方自治法第74 条に規定された住民の条例制定 請求権に基づき、住民投票条例 の制定を求める形で住民投票の 実施を請求することができるこ とを確認する規定に過ぎなかっ たこと | |
| | | | | | | |